

従たる事務所の名称の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
免許(府庁)		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第3面)
		★ 履歴事項全部証明書(登記済みの場合のみ) 発行後3か月以内のもの
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届(3枚)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		△ 会員カード返却(正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP(下記リンク参照)よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/jyu-meisyou/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部(正・副)作成し提出してください。(知事免許の場合)
(変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出ください。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

〒596-0077 大阪府岸和田市上町9-4

TEL : 072-438-9001 FAX : 072-438-9004

e-mail : osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp